

リハビリ特化型デイサービス 料金表

＜ 介護保険 ＞

- 利用回数は利用者様の状態に合わせて契約いたします。
- 一単位は、10.27円に換算されます。
- 介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じ1割～3割の自己負担となります。
- その他、介護保険の報酬改定に伴い各種料金の変更となる場合があります。
- 別途、介護職員処遇改善加算（総利用単位数に5.9%を乗じた単位数）が加算されます。

通所介護サービス（3時間以上4時間未満）

基本料金	利用料金（/回）
要介護1	362 単位
要介護2	415 単位
要介護3	470 単位
要介護4	522 単位
要介護5	576 単位
加算料金	利用料金
個別機能訓練加算Ⅰ	46 単位
個別機能訓練加算Ⅱ	56 単位

- * 事業所と同一建物から通う利用者様は一日につき利用料が9.4単位減算されます。
- * 事業所と居宅との間の送迎を行わない場合、片道につき利用料が4.7単位減算されます。
- * 個別機能訓練加算Ⅰ：身体機能の向上を目指すことを中心に訓練を実施した場合
- * 個別機能訓練加算Ⅱ：日常生活動作の状態を把握、個別で日常生活の維持・向上訓練を実施した場合

介護予防通所介護相当サービス

生駒市・奈良市の場合	
基本料金	利用料金（/月）
要支援1	1,647 単位（4回目まで1回378 単位）
要支援2	3,377 単位（8回目まで1回389 単位）
四条畷市の場合	
基本料金	利用料金（/月）
要支援1	1647 単位
要支援2	3377 単位
加算料金	利用料金（/月）
運動器機能向上加算	225 単位

- * 事業所と同一建物から通う利用者様は一日につき利用料が減算されます。（要支援1の場合：376単位（/月）、要支援2の場合：752単位（/月））
- * 運動器機能向上加算：運動器機能向上計画に基づき、運動器機能向上サービスを提供した場合
- * 左表以外の地域についても各地域の規定に従った利用料金となります。

自費利用

項目	利用料金（/月）
基本料金	16,914 円
運動器機能向上加算	2,310 円

- 対象者：介護保険非該当、要支援1・2の方を対象
 利用回数：週1～2回でお身体の状態を判断させていただきます。
 利用時間・内容：介護予防通所介護での利用と同様です。
 * 事業所と同一建物から通うご利用者は一月につき利用料が3,861円減額されます。

その他の費用

① キャンセル料 （やむを得ない事情がある場合を除く）	前日までのキャンセル	無料
	当日のキャンセル	500 円
② 交通費	必要ありません。サービス地域外の場合、1回500円（実費）	
③ 日用・消耗品代	一提供あたりに対して実費300円（税別）	
④ オムツ代	1枚当たり実費270円	
⑤ 尿とりパッド代	1枚当たり実費54円	
⑥ リハビリパンツ代	1枚当たり実費270円	